

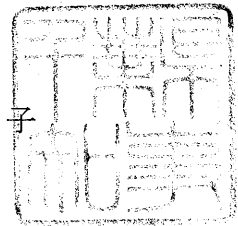


環 第 1 3 2 5 号

平成21年1月30日

経済産業大臣 二階 俊博 様

千葉県知事 堂 本 暁 子



J F E千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について(通知)

平成20年9月11日付けでJ F Eスチール株式会社から送付された標記方法書について、電気事業法第46条の7第1項の規定により、別添のとおり意見を提出しますので、事業者の指導について、よろしくお願いします。

(別添)

J F E千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見

平成20年9月11日付けで送付されたJ F E千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地に立ち、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について慎重に検討しました。

当該事業は、市街地に近接する大規模な製鉄所において、自らの生産工程から副生するガスを主な燃料とした発電設備を更新するとともに、既設発電設備を移設する計画であることから、その地域特性及び事業特性を踏まえた適切な環境影響評価を実施するとともに当該事業による環境への負荷のより一層の回避又は低減を図るため、下記事項について所要の措置を講ずるよう指導願います。

記

1 事業計画にかかわる事項

- (1) 事業計画について、事業の背景、経緯及び必要性を明らかにしたうえで、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、環境への負荷を可能な限り回避又は低減すること。
- (2) 温排水の低減対策として、製鉄所内の酸素工場の冷却方式を変更することとしているが、一般排水の化学的酸素要求量、窒素、りん等の負荷量が増えることから、その影響を最小限とするため、可能な限りこれらの負荷量の低減を図ること。

2 項目選定にかかわる事項

施設の稼働に係る低周波音について、既設のタービン、送風機等の実態の確認等により事業実施に伴う影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。

3 調査、予測及び評価の手法にかかわる事項

(1) 全般にかかわる事項

- ア 環境影響評価の実施に当たっては、既設発電施設における調査結果等を利用し、当該事業の予測及び評価に適切に反映させること。

イ 施設の稼働に係る予測対象時期について、定常状態に加えて、設定可能な場合には環境影響が最大となる時期についても設定すること。その際、新設する4号機及び移設する5号機の稼働時期等を踏まえた発電設備ごとの稼働状況、並びに製鉄所内の酸素工場における冷却方式の変更の時期等を考慮すること。

(2) 大気質にかかわる事項

ア 大気質に係る調査について、文献による環境濃度の把握に当たっては、経年変化が把握できるよう直近の5年間の調査を実施すること。

イ ダウンウォッシュの発生について、煙突及び建物の形状や位置による影響を検討したうえで、適切な手法により予測、評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

ウ 短期高濃度について、市街地に近い地域特性を踏まえ、発生源条件やバックグラウンド濃度等の予測条件を適切に設定したうえで着地濃度について予測し、その結果を踏まえた評価を行うこと。その際、短期高濃度の出現頻度等についても明らかにすること。

エ 年平均値の予測に当たっては、特殊気象条件による短期高濃度の出現頻度を考慮し、必要に応じてその影響を適切に反映させること。

(3) 水質にかかわる事項

温排水の予測に当たって、流向及び流速については、「川鉄千葉クリーンパワーステーション環境影響評価書」（平成11年5月）等の調査結果を用いることから、その妥当性を明らかにしたうえで適切に予測条件を設定すること。

(4) 陸域生物にかかわる事項

鳥類に係る調査について、四季及び渡りの時期の他に繁殖期についても現地調査を実施すること。

(5) 海生生物にかかわる事項

海生動物及び海生植物に係る調査地点について、温排水の影響を的確に把握するために、他の発電所との重畳を考慮した温排水拡散推定範囲を踏まえて検討し、必要に応じて追加すること。

(6) 温室効果ガスにかかわる事項

温室効果ガスについて、事業の目的である「より一層のエネルギー利用の効率化」による省エネルギー効果を明らかにしたうえで、当該事業の実施に伴う影響を適切に予測、評価すること。